

静岡県情報公開審査会答申（令和2年度）

ページ

- 1 令和2年5月26日答申
特定公益社団法人に対する関係人調査において当該法人から提供を受けた資料及び議事録等についての非開示決定に対する審査請求（諮問第220号）…… 183
- 2 令和3年2月24日答申
人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第222号）…………… 186
- 3 令和3年2月24日答申
人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第223号）…………… 195
- 4 令和3年3月26日答申
特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書についての非開示決定に対する審査請求（諮問第226号）…………… 203

【答申の概要】（諮問第220号）特定公益社団法人に対する関係人調査において当該法人から提供を受けた資料及び議事録等についての非開示決定に対する審査請求

件名	特定公益社団法人に対する関係人調査において当該法人から提供を受けた資料及び議事録等についての非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	1 住民監査請求に係る関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料 2 特定公益社団法人の理事会議事録
非開示理由	1 条例第7条第6号（事務事業情報） 2 条例第11条第2項（不存在）
実施機関	静岡県監査委員
諮問期日	平成31年2月5日
主な論点	1 住民監査請求の関係人調査において関係人から提供を受けた資料について、文書の件名も含めてその全部を非開示としたことは妥当か（条例第7条第6号該当性）。 2 特定公益社団法人の理事会議事録について、提供を受けていないため保有していないとしたことは妥当か（条例第11条第2項）。
<p>審査会の結論</p> <p>別記1に掲げる公文書開示請求に対し、実施機関が、別記2の本件対象公文書1について静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第7条第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、別記2の本件対象公文書2について保有しないとして非開示とした決定は結論において妥当である。</p> <p>審査会の判断</p> <p>1 本件審査請求について</p> <p>審査請求人は、実施機関が本件住民監査請求の結果について公表した資料において、特定公益社団法人の理事会の議事録は作成されており、特に問題はないとされたことの根拠書類を求め、本件開示請求を行った。</p> <p>本件開示請求に対し、実施機関は、本件住民監査請求の際に地方自治法第199条第8項の規定に基づいて実施した関係人調査に関する文書を特定し、別記2のとおり、公文書開示決定、公文書部分開示決定及び公文書非開示決定を行ったものであるが、本件審査請求は、本件住民監査請求の関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料について、その名称も含めて条例第7条第6号に該当するとして非開示決定及び特定公益社団法人の理事会の議事録については取得していないため保有していないとした非開示決定（本件決定）に対し提起されたものである。。</p> <p>2 本件決定の妥当性について</p> <p>(i) 地方自治法第199条第8項は「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定しており、関係人が求めに応じる義務があることは当然であるが、関係人が帳簿、書類その他の記録の提出を求められた場合等にこれに応じないときの罰則規定がなく、拒否された場合に監査委員がそれ以上の権限を行使することはできないと解されている。</p> <p>他方、地方自治法第242条は監査記録を公表することを予定していないが、同条第4項（平成29年法律第54号（令和2年4月1日施行）による改正後の地方自治法（以下「改正後の地方自治法」</p>	

という。)では第5項)において監査委員が行った監査はその結果を公表することが義務付けられており、また、同条第5項(改正後の地方自治法では第6項)により、住民監査請求に係る監査にあつては、請求のあつた日から60日以内という限られた期間内に監査結果を出さなければならないため、当該期間内に監査委員の調査活動が円滑に行われ、事実認定及び判断の基礎となる情報や資料の収集が十分に行われるためには、守秘義務(地方自治法第198条の3第2項)を負う監査委員に対する信頼関係を前提として、当該住民監査請求の関係人が監査に対して迅速かつ任意に協力することが不可欠であるといふことができる。

(2) そうすると、住民監査請求に基づいて監査委員がその監査事務を実施するに当たり、関係人から提出を受けた資料等に記録された情報は、監査委員限りでの参考にとどめ、公開しないことを前提に関係人の迅速かつ任意の協力の下に取得する情報であるといふことができる。そのような情報が監査結果の公表以外の方法によって公にされることになれば、関係人が監査委員に対して情報提供を控えたりすることが考えられ、そうなると、結果的に住民監査請求に係る監査において、関係人の協力が得られなくなって、監査委員が関係人から情報を収集することが困難になり、正確な事実の把握又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、調査が遅延して法定期間内に監査結果を出すことができなくなるなど、監査委員が監査事務を適正に遂行することに支障を及ぼすおそれがあるといふことができる。

(3) 本件対象公文書1は、本件住民監査請求の関係人調査において特定公益社団法人から提供を受けた資料であることから、条例第7条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人から、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条第2項では、何人も公益社団法人及び公益財団法人の財産目録等の閲覧が可能とされているとの趣旨の主張がなされているが、当審査会において、条例第24条第3項の規定により、本件決定に係る公文書について、その件名、性質及び内容を整理した資料を作成するよう実施機関に求め、これを確認したところ、特定公益社団法人の財産目録等は含まれていなかった。また、議事録に類する書類も当該資料には記載されていなかった。

(4) 他方、本件対象公文書2は、本件住民監査請求の関係人調査において実施機関が確認したとされる理事会の議事録の控え(写し)であり、その存否を明らかにすることは、関係人調査で関係人から特定の文書を取得したか否かを明らかにすることになる。

したがって、関係人調査で関係人から本件対象公文書2を取得したか否かという情報が監査結果の公表以外の方法によって公にされることになれば、上記イのとおり、監査委員が監査事務を適正に遂行することに支障を及ぼすおそれがあるといふことができ、本件対象公文書2の存否を明らかにすることは条例第7条第6号により非開示とすべき情報を明らかにする結果となるものといえ、本来は、条例第10条により存否応答拒否すべきであった。

しかし、本件決定では、請求に係る公文書が存在しないことを明らかにしてしまっており、これを取り消して改めて条例第10条による存否応答拒否を行う意義は乏しい。

(5) 以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1について条例第7条第6号に該当することを理由として全部非開示決定を行ったことについては妥当であり、本件対象公文書2についてこれを保有していないことを理由として全部非開示決定を行ったことは結論において妥当である。

別記1 開示請求の内容

特定日に記者提供された住民監査請求の監査結果の内容に関して、その根拠書類の全てについての公文書の開示を求めます。

- 1 議事録確認のための、起案及び決裁文書
- 2 確認のため現地へ出かけた場合の出張伺い及び報告文書
- 3 確認方法（日時、場所、対応者名）
- 4 議事録の控

別記2 本件開示請求に対する決定

文書番号	決定内容	対象公文書の名称
平成30年10月1日付け 監査第38号	公文書開示決定	住民監査請求（特定公益社団法人に対する補助金の交付に関する件）に伴う監査に係る関係人調査の実施について
平成30年10月1日付け 監査第38-2号	公文書部分開示決定	報告書（住民監査請求に伴う監査に係る関係人調査）
平成30年10月1日付け 監査第38-3号	公文書非開示決定 （本件決定）	・特定公益社団法人に対し行った地方自治法第199条第8項の関係人調査において特定公益社団法人より提供を受けた資料（本件対象公文書1） ・特定公益社団法人の総会、理事会の議事録写し（本件対象公文書2）

静情審第25号
令和3年2月24日

静岡県人事委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月8日付け人委職第39号の3による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第222号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県人事委員会の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年2月10日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求を行い、同月13日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年2月27日、別記2の文書（本件対象公文書）を特定し、当該文書を作成又は取得していないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年5月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月15日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は刑事責任の時効は既に完成していることなどを理由に事業所調査を実施しないと説明しているが、虚偽公文書作成罪などの時効は完成していないため実施機関の主張は誤っている。
- (2) 静岡県警察（以下「県警」という。）に賃金の支払対象外の業務があることについて、労働基準監督署や労働局、人事委員会に確認したところ、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第37条違反との回答を得ている。
また、時間外労働時間が1か月に100時間を超えないように時間外労働実績報告書を改ざんするなど県警では違法な労務管理が行われている。
- (3) 県警において違法な労務管理が行われていることやこれに関連して公務災害の認定がなされていることについて、これまでに県警や実施機関に情報提供を行ってきたのだから、事業所調査は行われるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地方公務員には、原則として、労基法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの労働基準監督法令が適用されるが、身分の取扱いが民間の労働者と異なるこ

とや、公務の特殊性を考慮して、職員の勤務時間、休暇、休日、安全衛生管理体制等の労働基準を監督する権限が人事委員会に付与されている（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項）。

- (2) 実施機関では、静岡県の本庁、各出先機関のうち官公署の事業（労基法別表第1第11号及び第12号の事業を含む。）を行う事業所を対象に、労働基準監督機関としての役割を果たすため、職員の勤務時間等の勤務条件や職場の安全衛生等に関する指導監督、勤務状況調査、安全調査など（以下「事業所調査」という）を実施している（労基法第101条）。

また、事業所調査には前年度の職員の就労実態、安全衛生、職場環境等について定期的に実施する定期調査と労働災害や違反申告等があったときに随時に実施する随時調査がある。

- (3) 本件開示請求の対象となっている公文書は、実施機関が実施する随時調査に係る事業所調査の記録である。

なお、実施機関は、労働者から事業場に労基法に違反する事実がある旨の申告（労基法第104条第1項）を受けた場合であっても、事業所調査の実施が義務付けられていない。

- (4) 実施機関は、本件開示請求の対象となった公文書は、作成も取得もしていないことから保有していないため、全部を開示しないことに決定した。その具体的な理由は次のとおりである。

ア 実施機関は平成28年9月7日以降審査請求人から文書及び電話にて連絡を受けようになり、警察官であった審査請求人の御子息（以下「特定警察職員」という。）が、生前（平成24年3月10日死亡）、熱海警察署に勤務していた平成19年3月13日から平成22年3月23日までの間、同署において幹部から時間外労働時間の過少申告について教育を受けたとされること、また、下田警察署に勤務していた平成22年3月24日から平成24年3月10日までの間、同署において賃金の支払対象外の業務を行っていたとされることに関する情報提供を受けた。

イ 実施機関は、次の理由により調査の対象とならないと判断した。

(7) 仮に労基法違反があったとしても時効（労基法第37条違反の公訴時効は3年）となっていること。

(8) 調査に必要な労働関係に関する重要な書類の保存期間（完結の日から3年）が過ぎており、廃棄済であること。

(9) 特定警察職員が既に死亡しており、本人からの聴取ができないこと。

ウ したがって、実施機関は、熱海警察署及び下田警察署に対し、違反申告等に基づく法令違反の確認を目的とした随時調査は実施していない。

- (5) 審査請求人は、平成28年9月7日から平成30年3月5日まで及び平成31年2月15日から現在まで、実施機関に対し、違法な労務管理を行ったとされる熱海警察書及び下田警察署に対する事業所調査の実施を求め続けており、本件審査請求では、実

施機関が事業所調査を行わないのであれば、その理由を問いたしたいとしている。

しかし、実施機関は、これまでも審査請求人から電話や手紙で寄せられた質問に対して真摯に対応してきており、事業所調査を実施しない理由についても何度も繰り返し丁寧に回答を行ってきたと認識している。

なお、地方公務員災害補償法違反や虚偽公文書作成罪のような犯罪に関する事項については、実施機関が有する権限の範囲外であり、また、労基法違反の罪にあっても、実施機関には、民間の事業所を対象とした労働基準監督署とは異なり、犯罪の捜査を行える司法警察職員としての権限（労基法第102条）は与えられていない（地公法第58条第5項）。

5 審査会の判断

審査請求人は、平成29年8月以降に時間外労働などに関して熱海警察署及び下田警察署（以下「特定警察署」という。）を対象として、実施機関が実施した事業所調査に関する文書の開示を求めており、これに対して、実施機関は対象となる公文書を保有していないとしていることから、実施機関による本件対象公文書の保有の有無について検討する。

(1) 本件対象公文書について

ア 特定警察署の職員の勤務条件等に関して事業所調査を行う権限は、実施機関に付与されている（地公法第58条第5項）。

実施機関の弁明書によれば、実施機関が実施する事業所調査には、前年度の職員の就労実態、安全衛生、職場環境等について定期的に実施する定期調査と、労働災害や違反申告等があった場合に随時に行う随時調査があるとされており、実施機関が本件対象公文書として特定しているのは、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査の記録である。

イ アのとおり、実施機関の説明によれば、随時調査は労働災害や違反申告等があった場合に実施するとされている。

労働者からの違反申告については、労基法第104条で規定されているが、労働者から同条に基づく申告を受けた場合であっても、労働基準監督官は申告に対して監督又は調査が義務付けられているわけではないとされている（東京高判昭56年3月26日参照）。

労基法違反の申告があった場合の対応について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、労働者から労基法の違反申告があった場合には、内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしており、労働者以外からの労基法違反等の情報提供があった場合については、労基法に規定はないが、労働者から申告があった場合と同様の対応をしているとのことであった。

また、労働災害があった場合についての対応も同様に内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしているとのことであった。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は平成 29 年 8 月以降に特定警察署に対する随時調査を実施しておらず、対象となる公文書の探索も行ったが、その存在は確認できなかったとのことであった。

また、当審査会事務局職員をして県警に確認したところ、平成 29 年 8 月以降に特定警察署に対する随時調査は受けていないとのことであり、同月以降に特定警察署に対する随時調査が実施されていないことについて随時調査の実施主体である実施機関と調査対象である県警の主張は一致している。

イ (1) イのとおり、労働災害や違反申告等があった場合に実施機関が内容や緊急性等に応じて随時調査の実施の要否について判断することとされている。

この点、審査請求人は実施機関が随時調査の実施の要否を判断する契機となるような特定警察署における違法な労務管理等について実施機関に対し情報提供をしてきたと主張している。

このことについて、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、確かに当該情報提供を受けたものの、随時調査の対象にはならないと判断して実施していないとしており、審査請求人に対しても随時調査を実施しないことについて、これまでも口頭だけではなく書面でも理由を示して説明をしていると主張している。

当審査会において、実施機関が審査請求人に説明したとする書面を実施機関から提示を受けて確認したところ、実施機関の主張のとおり随時調査を実施しない旨の記載が認められた。

ウ したがって、平成 29 年 8 月以降に特定警察署を対象とした随時調査を実施していないため文書を作成も取得もしておらず文書を保有していないとする実施機関の説明について、不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

エ なお、審査請求人は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において、虚偽公文書作成罪などの時効は完成していないため実施機関の時効が完成しているとする主張は誤っていることや県警で違法な労務管理が行われていることから実施機関は事業所調査を実施すべきであるなどの趣旨の主張を行っている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような各種時効の成否や県警の労務管理の違法性、実施機関による事業所調査の実施の要否の判断については、当審査会の権限外の事項である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

- 1 警察の担当職員は、公的機関・県警として「県警では、命令がなく働く時間は、ある。賃金の支払いはない」「県警では賃金の支払対象外の業務がある」と発言している。これは、労働基準監督署では、その見解は間違いだとされている。その業務が、警察官としての必要・本来・業務であれば、支払いは必要とされます。県警の見解は、間違いだと思います。
 - 2 熱海警察署での時間外労働の過少申告の教育の件は、特定警察職員個人だけの問題ではない。署員に対する熱海警察署・県警の警察運営方針が問題だとしているのである。不正問題を個人問題に矮小化して、答えるべき回答をしない事は、不正の上塗りである。
 - 3 送られてきた非開示決定通知書を同封し、マーカーで印を付けたが、警察職員である特定の個人を識別することができるものは非開示とされておりましたので、その条件に適合するよう開示請求書を作成した。
 - 4 7年間、県警の不正をあれこれ指摘してきたが、県警と実施機関には真摯な態度を期待することはできませんでした。この度の公文書情報開示の請求文書はどうでしょうか。人委職第111号にかなっておりましょうか。
- 県警への事業所調査の記録の開示を1から4を根拠理由として請求する。

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

- 文書1 静岡県人事委員会が、平成29年8月以降に静岡県熱海警察署に対して実施した労務管理に関する事業所調査の記録（熱海警察署において、使用者が署員に対して時間外労働時間の過少申告の教育を行ったとされることに関する調査の件）
- 文書2 静岡県人事委員会が、平成29年8月以降に静岡県下田警察署に対して実施した労務管理に関する事業所調査の記録（下田警察署において、賃金の支払対象外の業務があるとされることに関する調査の件）

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和2年 7月 8日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和2年 7月 27日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和2年 8月 25日	審議	第340回
令和2年 9月 29日	審議	第341回
令和2年 10月 28日	審査請求人による口頭意見陳述を行った。審議	第342回
令和2年 11月 24日	審議	第343回
令和2年 12月 24日	審議	第344回
令和3年 1月 27日	審議	第345回
令和3年 2月 24日	審議、答申	第346回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第340回～第343回、 第345回、第346回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第340回～第342回、 第344回～第346回
大 原 和 彦	弁護士	第340回～第346回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第340回～第346回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第340回～第346回
牧 田 晃 子	弁護士	第340回～第346回

静情審第26号
令和3年2月24日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月9日付け静公委相第1825号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第223号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年2月17日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求を行い、同月20日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年3月4日、別記2の文書（本件対象公文書）を特定し、当該文書を作成又は取得していないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年5月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により静岡県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対し審査請求を行い、同月11日、審査庁は、これを受け付けた。
- (4) 令和2年5月15日、審査庁は、審査請求書の形式に不備があったため、審査請求人に対し補正命令を行った。同月17日、審査請求人は補正書を送付し、同月25日、審査庁はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 熱海警察署では署員に時間外労働時間実績報告書の数字を鉛筆書きさせて、100時間以下になるように書き改めさせたり、上司が密かに書き改めたりしている。また、下田警察署では署員が出してきた時間外労働時間実績報告書の一部を賃金の支払対象外の業務として削っているなど、違法な労務管理が行われており、これは労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第37条違反である。
- (2) 違法な労務管理については、熱海警察署及び下田警察署だけの問題ではなく静岡県警察（以下「県警」という。）全体の問題であり、県警において違法な労務管理が行われていることやこれに関連して公務災害の認定がなされていることについて、これまでに県警や静岡県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に情報提供を行ってきたのだから、事業所調査は行われるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「事業所調査」については、労基法第101条の規定により行われるものであり、県警本部に対する事業所調査は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の規定により人事委員会により行われるものであるが、開示請求受付時に主所属において、当該特定事案に対する事業所調査の実施に関する記録の探索を行ったが、当該公文書の保有は確認できなかったため、本件処分を行ったものである。
- (2) 審査請求に係る補正書（令和2年5月17日付け）に記載された「県警における司法権を持った事業所調査」については、実施機関において、審査請求人から令和2年2月3日に「人事委員会では、司法権を持った臨検は県警本部長の権限だと言っている。では、県警本部長の権限によって、臨検・事業所調査は公務としてされたのか、されていないのか。そして、その結果の原因は何であったのか。の開示を請求する。合わせて、調査されていないのならば、その理由の開示を請求する。」と記載された公文書開示請求書を受理し、令和2年2月17日に「労働基準法第102条の規定は、地公法第58条第3項の規定により、警察職員に関しては適用されないことから、本件開示請求に係る公文書は作成していない。」として、文書不存在による公文書非開示決定処分を行っている。

5 審査会の判断

審査請求人は、平成29年8月以降に時間外労働などに関して熱海警察署及び下田警察署（以下「特定警察署」という。）を対象として、人事委員会が実施した労基法第101条に基づく事業所調査（以下「事業所調査」という。）に関する文書の開示を求めており、これに対して、実施機関は対象となる公文書を保有していないとしていることから、実施機関による本件対象公文書の保有の有無について検討する。

(1) 本件対象公文書について

ア 特定警察署の職員の勤務条件等に関して事業所調査を行う権限は、人事委員会に付与されている（地公法第58条第5項）。

当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、事業所調査には前年度の職員の就労実態、安全衛生、職場環境等について定期的実施する定期調査と、労働災害や違反申告等があった場合に随時に行う随時調査があるとのことであり、実施機関が本件対象公文書として特定しているのは、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査を受けた際の記録である。

イ アのとおり、人事委員会の説明によれば、随時調査は労働災害や違反申告等があった場合に実施するとされている。

労働者からの違反申告については、労基法第104条で規定されているが、労働者から同条に基づく申告を受けた場合であっても、労働基準監督官は申告に対して監督又は調査が義務付けられているわけではないとされている（東京高判昭56年3月26日参照）。

人事委員会における労基法違反の申告があった場合の対応について、当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、労働者から労基法の違反申告があった場合には、内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしており、労働者以外からの労基法違反等の情報提供があった場合については、労基法に規定はないが、労働者から申告があった場合と同様の対応をしているとのことであった。

また、労働災害があった場合についての対応も同様に内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしているとのことであった。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、本件開示請求を受け、仮に特定警察署に対する随時調査が実施された場合の主管所属（警務課）において、対象となる公文書の探索を行ったが、その存在を確認できなかつたと主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、そもそも平成29年8月以降に特定警察署に対する随時調査を受けていないとのことであった。

イ 県警の違法な労務管理などについて審査請求人が人事委員会にも情報提供しているとの趣旨の主張をしていることも踏まえ、当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、人事委員会は平成29年8月以降に特定警察署に対する随時調査を実施していないとのことであり、同月以降に特定警察署に対する随時調査が実施されていないことについて随時調査の実施主体である人事委員会と調査対象である実施機関の主張は一致している。

ウ したがって、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査は受けておらず、また対象公文書の探索を行ったがその存在を確認できなかつたとし、文書を保有していないとする実施機関の説明について、不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

エ なお、審査請求人は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において、実施機関の違法な労務管理が継続的に行われているなどの趣旨の主張を行っている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような実施機関の労務管理の違法性の判断については、当審査会の権限外の事項である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

- 1 公務災害係官は、公的機関・県警として「県警では、命令がなく働く時間は、ある。賃金の支払いはない」「県警では賃金の支払対象外の業務がある」と発言している。これは、労働基準監督署では、その見解は間違いだとされている。その業務が、警察官としての必要・本来・業務であれば、支払いは必要とされます。県警の見解は、間違いだと思います。
- 2 熱海警察署での時間外労働の過少申告の教育の件は、特定の警察職員個人だけの問題ではない。署員に対する熱海警察署・県警の警察運営方針が問題だとしているのである。不正問題を個人問題に矮小化して、答えるべき回答をしない事は、不正の上塗りである。
- 3 送られてきた非開示決定通知書を同封し、マーカーで印を付けたが、警察職員である特定の個人を識別することができるものは非開示とされておりましたので、その条件に適合するよう開示請求書を作成した。
- 4 7年間、県警の不正をあれこれ指摘してきたが、県警には真摯な態度を期待することはできませんでした。この度の公文書情報開示の請求文書はどうでしょうか。静相情第25号にかなっておりますでしょうか。
 県警への事業所調査の記録の開示を1から4を根拠理由として請求します。

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

- 文書1 下田警察署において、賃金の支払対象外の業務があるとするに対する事業所調査の記録
- 文書2 熱海警察署において、時間外労働の過少申告の教育を行ったことに対する事業所調査の記録

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和2年 7月 9日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和2年 7月 27日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和2年 8月 25日	審議	第340回
令和2年 9月 29日	審議	第341回
令和2年 10月 28日	審査請求人による口頭意見陳述を行った。審議	第342回
令和2年 11月 24日	審議	第343回
令和2年 12月 24日	審議	第344回
令和3年 1月 27日	審議	第345回
令和3年 2月 24日	審議、答申	第346回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第 340 回～第 343 回、 第 345 回、第 346 回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第 340 回～第 342 回、 第 344 回～第 346 回
大 原 和 彦	弁護士	第 340 回～第 346 回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 340 回～第 346 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 340 回～第 346 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 340 回～第 346 回

静情審第33号
令和3年3月26日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年10月8日付け静公委相第2455号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書についての非開示決定に対する審査請求（諮問第226号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年7月17日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月20日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年7月31日、本件対象公文書の存否を明らかにすると条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとしてその存否を明らかにしないこととする公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年8月6日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月11日、諮問庁は、これを受け付けた。
- (4) 令和2年8月12日、諮問庁は、審査請求書の形式に不備があったため、審査請求人に対し補正命令を行った。同月14日、審査請求人は補正書を送付し、同月17日、諮問庁はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、静岡県警（以下「県警」という。）が、審査請求人の息子である警察職員（以下「特定警察職員」という。）の公務災害認定請求に当たり、特定警察職員の勤務実態調査において、特定警察職員が非番日等に業務をしていたとする多くの証言があるにもかかわらず、その業務をただ事業所に来ていただけの時間であり、賃金の支払対象外である活動として処理したことについての根拠理由を求めたものである。
- (2) 本件開示請求に対して、県警は特定警察職員個人の権利利益が侵害されるおそれがあることを理由として、非開示決定を行っているが、それは誤っている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第10条は、開示請求に係る公文書の存在自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合には、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を規定している。

また、条例第5条において、何人も開示請求ができる旨が規定されていることから、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものでないため、誰に対しても同一の決定を行う必要がある。

- (2) 条例第7条第2号において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものは非開示としているが、同号ただし書ウにおいて、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該公務員等の職及び氏名に係る部分は開示されるものとしている。ただし、当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされており、警察職員の氏名に係る部分については、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示又は非開示を判断することとなる。

県警においては、警部補（同相当職）以下の階級にある職員の氏名は、慣行として公にしていないことから同号ただし書アには該当せず、その性質から同号ただし書イにも該当しない非開示情報である。

- (3) 本件開示請求は、警察職員の氏名を特定し、当該警察職員が公務災害の認定を受けたことを前提として、対象となる公文書の開示を求めている。

本件開示請求において特定されている氏名については、前記(2)に記載のとおり、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない非開示情報である。

よって、本件対象公文書が存在するか否かを答えるだけで、本来非開示情報として保護されるべき個人情報（条例第7条第2号）を明らかにする結果となることから、条例第10条の規定により、本件決定を行った。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求は、特定の個人の氏名を挙げ、当該個人が警察職員であることを前提としていることから、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、県警において特定の個人が在職するかどうかという個人に関する情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになることが認められる。

また、公文書開示請求において、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であるとか親族であるとかいった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容に

よって判断するものであるから、本件存否情報が非開示情報に該当するかどうかの検討に当たっても、審査請求人以外の者が開示請求した場合と同様に取り扱うこととなる。

したがって、本件存否情報は当該個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書に該当する場合は例外的に開示されることから、以下検討する。

ア まず、公務員等の「職務の遂行に係る情報」について定める条例第7条第2号ただし書ウについてみると、「当該情報に含まれる公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については開示されることとなるが、当該公務員等が警察職員である場合には氏名を開示しないこととされているため、本件存否情報は同号ただし書ウには該当しない。

イ 次に、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について定める条例第7条第2号ただし書アについてみると、実施機関の説明によれば、職員の氏名のうち警視以上の階級にある職員については静岡県職員録に掲載しており、警部以上の階級にある職員については人事異動の際に報道発表をしているが、警部補以下の階級にある職員又はそれに相当する職員については公にしていないとのことである。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名をもとに調べたが、公表されているという事情は確認できなかったとのことであった。

したがって、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名は、慣行として公にされている情報とは認められないため、本件存否情報は条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

ウ また、本件存否情報そのものは、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

(3) したがって、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示にすることとなるため、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件決定は妥当であったと認められる。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

公務災害認定書13-000718の16頁のh

特定警察職員が時間外勤務実績報告書に記載した時間を、県警は活動と認めており、基金はその資料を根拠として認定書を制作したのである。だが、その活動は、業務である。なぜ、業務を活動としたのか、その根拠理由の開示を請求する。その当時の資料が無いとするならば、当時も現在も根拠理由は同一であるはずであるから、現在から考えた根拠理由でも良い。

別記2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和2年 10月 8日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和2年 12月 24日	審議	第344回
令和3年 1月 27日	審議	第345回
令和3年 2月 22日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和3年 2月 24日	審議	第346回
令和3年 3月 26日	審議、答申	第347回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第345回～第347回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第344回～第347回
大 原 和 彦	弁護士	第344回～第347回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第344回～第347回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第344回～第347回
牧 田 晃 子	弁護士	第344回～第347回

